

1. 旅行のお申入及び契約の成立等

お申込書に記載の事項を記入し、郵送又はFAXにお送り下さい！旅行専約は当社が客室料の総額を算出後、旅代金を差別化したときに付与するものとします。旅代金に際しては料金を必要とする場合は料金を予約料金より特にお申し出下さい！当社は可能な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申込に基づき、当社がお客様のために請求した料金に要する費用はお客様の負担とします。20歳未満の方が単独でご参加の場合には保護者の同意が必要となります。

2. 旅行代金のお支払

旅代金は旅立発の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前にお支払いいただきます

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行行程に示した運送機関の重量 料金 宿泊費 食事代及び消費税等を除く添乗員が同行するコースでは、この他ご添乗員費 团体行動に必要な料金を含みます。上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しません。

4. 当社による旅行契約の解除及び催告中止

お客様が当社所定の期限までに旅予代金を支払わなければ、時は当社は旅予約を解除することができます。このときは返却料金に相当する額の違約料をお支払いいただきます。次の各一に該当する場合は、当社は旅予約を解消することができます。
a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格等旅行条件に背離してない限りAに該当した時 b. お客様が病気その他の事由で、当該旅行が取扱われないと認められたとき c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は当社運転の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められた時 d. お客様の人数が契約書面に記載した限り増員行員に該当した時 e. この場合は旅予約開始日の前日から起算して遡って13日前にあたる日(前日)の旅予約は3日前にあたる日(前日)前日午後1時までにご連絡ください。天災地変 罷工 通商水産機関のサービスの運営の中止 官公庁の命令、その他社会的要因により契約書面に記載した旅予約に従った旅の安全かつ円滑な実施が不可能となった時 明確に受け取っている旅予代金(あるいはお申込み金)の全額を払戻します。

当社は本項により旅子費を解除したときは、既に受けている旅子代金から童貞税を差し引いて払戻いたします。また、本項により旅子費を解除したときは、既に受けている旅子代金の全額を払戻いたします。

5. 取消斗争

旅行約約の成立後お客様のご都合で旅行を取消される場合に旅代金に対して一人様につき下記の連取料金を徴収する場合のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額をそれぞれいただきます。

旅支票の解約日	取消料	旅支票の解約日	取消料
旅支票開始の日 から起算して さかのぼって	21日目にあたる日以後の 解約 20日目にあたる日以後の 解約 7日目にあたる日以後の 解約	無 料 旅行代金 の20% 旅行代金 の30%	旅支票開始日の前日の解約 旅支票開始日の解約 旅支票開始後も無効の解約
			旅行代金 の40% 旅行代金 の50% 旅行代金 の100%

旅代金が朝まで支払われないときは、当社の該朝日は翌日においてお客様が旅代約解除了ものとし、上記の料率で算出をいたします。お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の一部の変更についても、お取消しのみなし取扱い対象となります。

6.当社の責任及び免責事項

当社は旅券の発行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が旅券された損害を賠償いたします。手荷物について生じた本項の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して請求があったとき限り1人15万円を限度として賠償いたします。ただし、お客様が天災地災等により、乗り遅れ・運送・荷物紛失等の旅券サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社または手配会社者の開示なしで

7 特別な問題

当社は本項 の会社の責任が生じるか否かを問はず、主張する訴訟によりお客様が生傷病に罹り、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金1500万円、入院慰労金2万~20万円、通院慰効金1万円~10万円をお支えします。又、手術料につきましては、損害補償金を15万円を限度としてお支えいたします。

8. 方便易用

旅行日程に掲げる変更が行われている場合は、旅行業者の規定によりその変更の内容に応じて旅代金に定める率を乗じた額の変更料賞金をお支しします。ただし、一旅予約についての変更料賞金額が100円未満の場合は、